

# 米国第2巡回区控訴裁判所、Mango 対 BuzzFeed 事件におけるデ

## ジタルミレニアム著作権法の二重の故意要件を明確に

筆者：カリフ・クーパー

米国第2巡回区控訴裁判所は、Mango 対 BuzzFeed 事件 (*Mango v. BuzzFeed*) に対し、デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, “DMCA”) は、「侵害を誘発し、可能にし、促進し又は隠蔽し得ることを知りながら」、著作権管理情報 (Copyright Management Information, CMI) の意図的な除去又は改変、及び CMI を除去又は改変した著作物の頒布を禁止する第 1202 条(b)違反を判断するのに、被告が自身の行為によって将来の第三者の侵害を引き起こし得ることを知っていた、又は知るべき合理的な理由を有していたことの立証を要求していないとの判示を下しました。

2020年8月13日、米国第2巡回区控訴裁判所は、デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, “DMCA”) の「二重の故意」(double scienter) 要件について有用性の高い識見を示しました。DMCA は、デジタル時代における著作権保護を強化するために、1998年に制定され、全体としての法令の目的が、(いくつかの場合に著しく、) 著作権者の権利まで拡張されました。そのような拡張の1つは、著作権管理情報 (Copyright Management Information, “CMI”) 及びその除去又は改変からの保護を扱います。第 1202 条(b)に基づき、「侵害を誘発し、可能にし、促進し又は隠蔽し得ることを知りながら」、CMI を意図的に除去又は改変し、CMI を除去又は改変した著作物を頒布する行為は不法であるとされています。第2巡回区控訴裁判所に提示された問題は、「DMCA は、被告

が自身の行為によって将来の第三者の侵害を引き起こし得ることを知っていた、又は知るべき合理的な理由を有していたことの立証を要求しているか否か」です。裁判所は、当該法令のプレインランゲージ（plain language, 平易な言葉）によれば、そのような証明は要求されていないとの判示を下しました。

Mango 対 BuzzFeed 事件において、オンラインメディア企業である BuzzFeed が、グレゴリー・マンゴ（Gregory Mango、以下、Mango）のクレジット表記をせずに、彼が撮影した写真を含んだニュース記事を公開しました。Mango は、DMCA の第 1202 条(b)(3)に基づき、CMI の除去又は改変行為として、BuzzFeed に対し訴訟を提起しました。第 1202 条(b)(3)に従い、原告は、被告が、CMI が権限なく除去又は改変されたことを知りながら著作物を頒布し、かつ、そのような頒布が著作権侵害を誘発し、可能にし、促進し又は隠蔽し得ることを知っていた、又は知るべき合理的な理由を有していたことを立証しなければなりません。BuzzFeed は、自身の行為が将来の第三者による Mango の著作権への侵害を引き起こし得ることを知っていたことを示す証拠がないので、DMCA に基づく罪は問われないと主張しました。

DMCA の第 1202 条(b)(3)の「二重の故意」（“double-scienter”）要件に基づき、原告は、（１）CMI が許可なく除去又は改変されたという事実上の確認及び（２）そのような頒布は、「侵害を誘発し、可能にし、促進し又は隠蔽し得る」という擬制悪意（constructive knowledge）を立証しなければなりません。裁判所は、法令のプレインランゲージによれば、行為者（すなわち、第三者）による、或いは時間（すなわち、将来の行為）による侵害に限定されていないとの判示を下しました。

裁判所は、「侵害」は、第三者の侵害行為に限定されていないと特に言及しました。そのため、「被告は、CMIの適切な出典を明記することなく著作物を頒布することは自身の侵害行為を隠蔽し得るという意識があれば、DMCAの第2の故意の要件を満たします」。同様に、「侵害」は、将来の侵害行為に限定されていません。法令において「得る」(“will”)という将来の行為を指す言葉が使われていますが、それは、「侵害」ではなく、「誘発し、可能にし、促進し又は隠蔽し」という用語に繋いでいるものです。「そのため、法定言語は、将来の侵害ではなく、将来の隠蔽の擬制悪意を要求しています」。従って、第2巡回区控訴裁判所は、法令のプレインランゲージを根拠とし、原告は必ず被告が自身の行為は将来の第三者による原告の著作権への侵害を引き起こし得ることを知っていたことを立証しなければならないというBuzzFeedの主張を拒絶しました。

著作権者にとって、この上訴の判決は、侵害者自身の行為によって将来の第三者による侵害を引き起こされ得ることを知っていたことの証明を示さなければならないと侵害者が主張するという状況において重要なものになっています。第2巡回区控訴裁判所は今、この種の主張を拒絶し、第1202条の二重の故意要件を明確にして著作権者のためにより多くのDMCA訴訟事件で勝つ道を開きました。DMCAの多面を解釈する上訴判決が比較的少なく、更に、米国第2巡回区控訴裁判所は著作権関連訴訟事件において最も影響力を持つ裁判所の1つであるとされているので、Mango対BuzzFeed事件の判示は少なくとも、失敗に終わったBuzzFeedと同様の主張を突き付けられる他の米国の裁判所により適用されるだろうと予想されます。